

第1 監査の対象

建設部（道路課、公園緑地課、潮見坂平和公園管理事務所、河川排水課、住宅施設課）

第2 監査の期間

平成30年12月11日から平成31年3月1日まで

第3 監査の方法

平成30年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 収入に関する事務

ア 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。

イ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2) 補助金の交付に関する事務

ア 補助金の交付目的に沿って補助要綱等が整理されているか。

イ 補助金の交付決定に係る審査は、適正に行われているか。

ウ 補助金の使途及び補助事業の履行の確認は、適切に行われているか。

(3) 契約の方法及び手続

ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。

イ 随意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。

ウ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

- ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。
- (2) 支出に関する事務
 - ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約に関する事務
 - ア 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。
- (4) 財産管理等に関する事務
 - ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。
 - イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。
 - ウ 庶務事務は適正に行われているか。
- (5) 指定管理に関する事務
 - ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。
 - イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

建設部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課等において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、各指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 契約の方法及び手続

ア 契約の手続きが適切でなかったもの

- (ア) 同時期・同一公園の樹木伐採委託等において、同一日に支出負担行為決議を行い、同一業者と随意契約していた。 (公園緑地課)
- (イ) 台風21号による倒木等緊急対応委託において、工事等緊急時事務処理マニュアルに基づいた手続が行われていなかった。 (公園緑地課)

イ 契約関係書類の確認を怠っていたもの

市営町屋住宅外2住宅除草業務委託において、契約関係書類等の確認が不十分

であったため、誤った日付で支出負担行為決議がされていた。 （住宅施設課）

(2) 収入に関する事務

ア 現金の取扱いが適切でなかったもの

墓所使用許可書書換手数料等において、収納日の翌日までに金融機関へ払い込まれていないものが見受けられた。 （潮見坂平和公園管理事務所）